

日本整形靴技術協会（IVO JAPAN）定款

第1章 総則

第1条 名称および所在地

1. 本会の名称は、日本整形靴技術協会（IVO JAPAN）とする。
2. 本会の所在地は、新潟県新潟市北区島見町 1398 新潟医療福祉大学 AT 阿部薫研究室 におく。

第2条 事務局

1. 定款の定めた業務の遂行のため事務局を設ける。
2. 事務局を 新潟県新潟市北区島見町 1398 新潟医療福祉大学 AT 阿部薫研究室 におく。
3. 事務局に事務局長をおく。

第2章 目的および事業

第3条 目的

本会は整形靴技術分野の専門性の確立を図るとともに、その研究、開発、普及を通じ、国民の健康、医療、福祉の発展に寄与することを目的とする。また、日本を代表し、IVO（国際整形靴技術者連盟）への正式加盟団体として、国内外の関連組織・団体との交流・協会の推進・情報交換を行う。

第4条 事業

本会は上記目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 整形靴技術分野での専門会議、学術大会、展示会、研修会の開催。
2. IVO 本部との連絡および会員への通知。
3. 職業としての専門性確立の為の養成制度や資格試験制度の調査ならびに研究。
4. 整形靴およびその関連業務に係わる情報、資料の収集および配布。
5. 専門医をはじめ医療的業務を行う各職業団体、ならびに整形外科的分野における予防やリハビリテーション関係の国内および国際機関とのより密接な交流・協力。
6. その他、本会の目的達成上必要な事業。

第3章 総会の構成

第5条 会員

本会は下記に掲げる会員をもって構成する。

1. 正会員 目的に賛同する靴製作技術者・義肢装具士・医師・看護師・理学療法士・教育者など関連職種の者。
2. 名誉会員 本協会の発展に貢献した者で、理事会において推薦し総会において承認された者。
3. 学生会員 本会の目的に賛同する専業の学生。（いわゆる社会人学生は正会員として扱う）
4. 賛助会員 本会の主旨および活動に協賛する個人、法人および団体。

第6条 入会

本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 会費

本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第8条 退会

1. 退会する場合、その旨を会長に届出ることとする。
2. 本会の会員は次の各号に該当するときは、退会したものとみなす。
 - ① 死亡したとき。
 - ② 会費を2年以上納入しないとき。

第9条 除名

本会の会員で、本会の名誉を傷つけ、またはこの定款に反する行為のあったときは、理事会の議決により除名することができる。

第10条 拠出金の不返還

既納の会費その他の拠出金品は返還しないものとする。

第4章 組織

第11条 理事

本会に20名以内の理事をおき、理事会を開く。

理事は、別に定めるところにより、正会員の中から選挙等により選出し、総会において承認する。

第12条 委員

1. 本会の目的遂行のため、必要な各委員会をおくことができる。
2. 委員会の設置及び廃止は、理事会の議を経て総会で承認する。
3. 委員は正会員の中から会長が選任する。
4. 委員会の運営のため、委員長をおく。

第13条 役員

理事会で以下の役員を理事より選出し、総会において承認する。役員は役員会を開く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 専務理事 1名
4. 委員長 各委員会1名
5. 監事 1名

第14条 役員の職務

1. 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、総会の議長を兼ねる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 専務理事は会務の運営を行う。
4. 委員長は担当委員会の運営を行う。
5. 監事は会の財産及び業務の遂行を監査する。

第15条 理事・役員の任期・報酬

1. 本会理事・役員の任期は3年とし、役員の同一役職は連続3期までとする。
2. 理事・役員は無給とする。

第16条 顧問

1. 本会に顧問をおくことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
4. 顧問の任期は、3年とする。

第5章 会議および学術大会

第17条 会議の種別

会議は、総会、理事会及び役員会とする。総会は毎年1回会長が招集し、開催する。

総会の成立は正会員の5分の1を以てし、委任状の提出により出席とみなす。その他の会議の成立は構成員（理事、役員）の過半数の出席を以てする。

第18条 出席

正会員は総会に出席することを義務とする。やむを得ない事由により出席できない時、委任状または議決権のある代理人をもって表決権を行使しなければならない。

第19条 構成

1. 総会は正会員をもって構成する。次の事項は総会の議決を経なければならない。
 - ① 定款の変更
 - ② 役員の変更
2. 理事会は理事をもって構成する。
理事会の議決は出席理事の過半数をもって決する。
3. 役員会は役員をもって構成する。
役員会の議決は出席役員過半数をもって決する。

第20条 権能

1. 総会は、この定款に定めるもののほか次の事項につき、議決する。
 - ① 事業計画及び収支予算の決定。
 - ② 事業報告及び収支決算の承認。
 - ③ その他本会の運営に関する重要な事項。
2. 理事会は、この定款に定めるもののほか次の事項につき、議決する。
 - ① 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - ② その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。
3. 役員会は、事業計画及び収支予算案を作成する。

第21条 議長

1. 総会、理事会及び各会議の議長は、会長がこれにあたる。
2. 会長が欠席の場合には、副会長もしくは出席理事のうちから選出する。

第22条 議決

1. 総会の議事は、出席した正会員過半数の同意を以て決とし、可否同数の時は議長の決するところによる。この場合、議長は正会員として議決に加わる権利を有しない。
2. 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意を以て決する。

第23条 議事録

会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成する。

1. 会議の開催日時及び場所。
2. 理事・顧問を含む本会構成員の現在数。
3. 会議に出席した会員数、理事の氏名。
4. 議決事項。
5. 議事の経過、概要。
6. 以上を書記は責任を以て作成し、議事録には議長が議事録署名人として署名する。

第24条 学術大会

1. 年1回学術大会を開催する。
2. 大会長は理事会で推薦し総会で承認する。
3. 任期は前年学術大会終了時から当該学術大会までとする。

第6章 資産及び会計

第25条 資産

1. 会計年度内における次に掲げる収入。
 - ① 入会金及び年会費。
 - ② 事業収入。
 - ③ その他の収入。
2. 本会で購入した備品等。

第26条 資産の管理

本会の資産は会長が管理し、その管理方法は理事会の議決により定める。

第27条 会計年度

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日で終わる。

第7章 定款の変更及び解散

第28条 定款の改訂

定款の変更は総会でのみ執り行うことが出来る。総会成立後、出席正会員の過半数で議決する。

第29条 解散

解散の議事が明記された総会招集後行われる総会において、過半数を以て議決する。

第8章 施行及び補則

第30条 施行

本定款は設立の日、2001(平成13)年9月27日から施行する。
本定款の一部を改訂し、2023(令和5)年2月26日から施行する。

第31条 補則

本定款に定めのない事項については理事会の議決を経て別に定める。

[付則]

第32条 年会費は以下の通りとする。

| | | |
|-----|------|----------|
| 年会費 | 正会員 | ¥10,000- |
| | 名誉会員 | なし |
| | 学生会員 | ¥3,000- |
| | 賛助会員 | ¥30,000- |